

入札公告

次のとおり公募型企画競争入札に付します。

令和7年5月16日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院

院長 西田 俊朗

1. 競争に付する事項

(1) 件名

省エネコンサルティング業務委託

(2) 仕様等

光熱水費の削減を目的に、空調熱源設備及びそれらに付随する設備に対して、現地調査および設備運転データの分析を通じて、省エネルギーとなる運用改善方策の立案から計画検討、実施および実績運転データを使用した効果検証ならびに運転マニュアル作成までの業務を当院の設備管理者と実施する省エネ成果報酬型の省エネコンサルティング業務。

詳細は公募型企画競争入札説明書及び【別紙1】仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年7月1日から令和10年6月30日まで（36ヶ月）

(4) 履行場所

大阪府大阪市福島区福島4丁目2番8号

独立行政法人地域医療機能推進機構 大阪病院

(5) 入札方法

①入札者が提出する見積書は、本件名にかかる直接経費の他、機材、資材、機械器具、運搬費等、業務委託に要する一切の諸経費を各入札者にて勘案の上、履行期間36ヶ月の契約金額（省エネ削減効果額）を見積るものとすること。

②第一交渉権者の決定にあたっては、見積金額が病院で作成する予定価格（病院が得られる削減効果最低保証額）を上回った者で、当院審査委員により入札金額及び企画の提案等を総合評価方式により採点し、高得点者より交渉順位を決定する。

(6) 支払条件

月末締、翌々月末支払い

2. 入札参加資格

(1) 企画提案書等の提出者に要求される資格

独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務取扱細則」という）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。第5条及び第6条に関する規定によるほか、次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ①法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ②不正及び不誠実な行為がないこと。
- ③旧運営委託法人と関連のある法人でないこと。
- ④独立行政法人地域医療機能推進機構反社会勢力への対応に関する規定第2条の各号に該当しない者であること。

(2) 次の事項に該当するものは、競争に参加させないことがある。

資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者又は過去3年間ににおいて虚偽の事実を記載したものを作成したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等。

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」でA～C等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき更生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、近畿地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

- (4) 履行期間開始日までに遅滞なく業務の体制を整備できる者であること。
- (5) 不正及び不誠実な行為がないこと。
- (6) 「省エネコンサルティング業務（エネルギー・マネジメント業務含む）」を令和元年以降に全国で300床以上の医療機関において3件以上かつ1年以上請け負った実績を有する者であること。なお、必要に応じ、実績を証明できる書類（契約書写等）の提出を求める場合がある。

3. 入札参加手続、開札の日時及び場所等

(1) 担当部署

〒553-0003 大阪府大阪市福島区福島4丁目2番8号

独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院

事務部 経理課 契約係

電 話：06-6441-5451
FAX：06-6445-8900
E-mail：keiyaku@osaka.jcho.go.jp

(2) 企画競争説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 令和7年5月16日（金）17時00分から

令和7年6月16日（月）17時00分まで

（土日及び国民の祝日を除く9時00分から17時00分まで）

② 交付場所 (1) に同じ

「機密保持に関する誓約書」（本公告添付）と引き換えに交付する。なお、来所が困難な者については、郵送等にて交付を行うので、上記担当部署へ期日に余裕を持って早めに連絡すること。

(3) 応募申込書の提出場所及び方法

① 提出期限 令和7年6月16日（月）17時00分まで

② 提出場所 (1) に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便にて令和7年6月16日（月）の15時00分までに必着とする。）

(4) 企画提案書及び見積書の提出期限、提出場所及び方法

① 提出期限 令和7年6月16日（月）17時00分まで

② 提出場所 (1) に同じ

③ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便にて令和7年6月16日（月）の15時00分までに必着）

企画提案書は、評価基準表に沿って作成し各冊子に評価項目番号及びページ数を付してA4版で10部作成すること。

(5) 入札説明会及び現地調査の日時、場所及び方法

① 日 時 令和7年5月28日（水）10時00分

② 場 所 独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院7階中央監視室

(6) 企画提案書のプレゼンテーションについて

① 日 時 必要に応じて実施する。

② 場 所 独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院6階講堂1
又は講堂2又は会議室5

③ 方 法 説明 15 分、質疑応答 5 分の 1 社あたり 20 分以内とする。時間を経過した場合は、公平な審査の観点から説明の途中であっても打ち切る場合がある。

(7) 見積書の開封日時及び場所

① 開封日時 令和 7 年 6 月 19 日 (木) 15 時 00 分

② 開封場所 独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院 6 階講堂 2

(8) 選考結果の通知

令和 7 年 6 月 24 日 (火) までに文書で通知 (発送) する。

4. その他

- (1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画提案書及び見積書は無効とする。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 「免除」
- (3) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (4) この公募型企画競争入札に参加を希望する者は、2 の証明となる競争参加資格確認書類を上記 3 (3) の受領期限内に提出しなければならない。入札参加希望者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。
- (5) 契約書作成の要否・・・要
- (6) 企画提案書のヒアリング・・・必要に応じて実施
- (7) 関連情報を入手するための窓口・・・上記 3. (1) に同じ
- (8) その他詳細は、公募型企画競争入札説明書、【別紙 1】仕様書、【別紙 2】評価基準表による

以 上

機密保持に関する誓約書

令和 7 年 月 日

独立行政法人地域医療機能推進機構
大阪病院 院長 西田 俊朗 殿

住 所 (所在地) :
氏 名 (法人名) :
(代表者名) : 印
電 話 番 号 : (_____) _____ -
E-mail : _____

_____ (以下「当社」という。) は、独立行政法人地域医療機能推進機構大阪病院における省エネコンサルティング業務委託 (以下「本件目的」という。) を行なうにあたり、貴院から当社に対して開示される機密情報 (以下「機密情報」という。) の取扱いに関し、以下各条のとおり誓約します。

(機密情報の定義)

第1条 本件機密情報とは、本件目的の実施にあたって書面・口頭その他開示の方法を問わず開示される一切の情報をいいます。ただし、以下のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- 開示を受ける以前より、自ら保持し、又は第三者から入手していた情報。
- 開示を受ける時点で既に公知であった情報、又はその後公知となった情報。
- 守秘義務を負わない第三者から正当に入手した情報。
- 当社が機密情報を利用せずに独自に開発した情報。
- 貴院から書面により開示の承認を得た情報。

(機密情報の取扱期間)

第2条 本誓約書の有効期間は、貴院が存続する期間継続するものとします。

(表明及び保証)

第3条 貴院が機密情報の内容の正確性、完全性及び最新性につき何らの表明及び保証 (明示か黙示を問わない。) を行なわないことを当社は了承します。

2 当社は、機密情報が不正確であった場合等においても、これについて貴院に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し立てないものとします。

(機密情報の取扱い)

第4条 当社は、機密情報について厳に機密を保持し、本件目的のみのために使用するものとし、本誓約書において認められた場合を除き、第三者にこれを開示し、漏洩し、公表しません。

2 当社は、当社及びその関連会社の社内においても、本件目的達成のために関係する、必要最小限の役員及び一部特定の従業員以外の役員及び一般従業員に対しては、一切情報を開示せず、また情報の開示を受ける一部特定の従業員に対しても、在職中及び退職後においても機密を完全に厳守せしめ、かつ本件目的以外に使用させないよう万全の措置を講じます。

(機密情報取扱いの例外)

第5条 当社は、機密情報の開示の相手方として事前に貴院の書面による同意を得た者及び次に掲げる者に対して、合理的に必要とされる範囲の情報を開示することができるものとします。

- (1) 顧問弁護士、会計監査人
- (2) 機密の厳守及び本件目的以外の利用禁止を条件として、本件目的の実施に關し助言を求める会計士、その他外部の専門家
- (3) 裁判所又は行政庁から法令に基づき機密情報の開示にかかる命令を受けた場合における当該官公署
- (4) 法令に基づき当社を監督する官公署又は団体からその監督の目的のために機密情報の開示にかかる要請を受けた場合における当該官公署又は団体

(善管注意義務)

第6条 当社は、善良なる管理者の注意をもって、貴院又は貴院の指定する者より交付を受けた機密情報に関する調査報告書、書類、図面、見本その他一切の資料を保管使用します。

(機密情報の返還)

第7条 当社は、本件目的の実施が終了したとき又は貴院より請求を受けたときには、直ちに開示された本件目的に関する一切の機密情報を、貴院の指示に従い貴院に返還又は当社の責任において破棄します。

(損害賠償)

第8条 貴院は、当社が本誓約書に違反したことにより貴院が損害を受けた場合は、当社に損害賠償を請求できるものとします。

(準拠法及び管轄裁判所)

第9条 本契約は日本法を準拠法とし、本契約に係る問題は日本法に従って取扱うものとします。

2 当社は本誓約書に関し、争いが生じた場合は、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに同意します。

以上